熊本市生活衛生施設管理システム機器賃貸借
仕様書

熊本市

健康福祉局 保健衛生部 生活衛生課

１　件名

熊本市生活衛生施設管理システム機器賃貸借

２　目的

熊本市生活衛生施設管理システム（以下「生活衛生システム」という。）は、熊本市における生活衛生施設営業許可業務及び公衆衛生許可業務に係わる保健所業務を総合的に管理する仕組みをシステム化したものである。現行稼働中の生活衛生システム賃貸借期間満了に伴いサーバ機器等を更改するため、機器賃貸借を行うもの。

(1) 情報システム機器の賃貸借
(2) 情報システム機器の搬入・設置・設定
(3) 賃貸借期間中の保守

３　履行場所

熊本市中央区大江５丁目１番１号　ウェルパルくまもと４階
熊本市健康福祉局保健衛生部生活衛生課・食品保健課

４　賃貸借期間及び納入期限

(1) 賃貸借期間

令和５年（２０２３年）４月１日から令和１０年（２０２８年）３月３１日まで（６０ヶ月）

保守期間については、賃貸借期間と同一とする。

(2) 納入期限

令和５年（２０２３年）３月３１日までに熊本市健康福祉局保健衛生部生活衛生課・食品保健課に納入すること。ただし、不慮の事故、天災等による場合はこの限りではない。

５　業務要件

(1) 業務実施計画書

受注者は契約後直ちに業務実施計画書を本市に提出し、承認を得ること。実施計画書には、納入スケジュール、実施体制・人員、進捗管理方法等の本業務実施に必要な事項を含めること。履行中にスケジュール、人員配置等に変更があった場合は本市の承認を得ること。

(2) 賃貸借物品一覧

受注者は契約後直ちに賃貸借物品一覧を本市に提出し、承認を得ること。物品一覧には、機種・型番、製品名、台数、設置場所等を記載すること。

(3) 業務管理

本業務を円滑に進めるために、適切な業務管理を行うこと。

ア　進捗管理

本稼働まで定期的に実施する定例会において作業進捗を報告し、確実にスケジュール管理を行うこと。定例会の頻度等は本市と協議のうえ決定する。

イ　作業計画・報告

機器導入に伴う作業計画書を遅くとも作業日の 10 営業日前までに提出し、導入作業前に本市の承認を得ること。また、作業完了後 2 営業日以内に、作業報告書を提出すること。

ウ　課題管理

作業遂行上発生した課題については課題管理表として管理し、早期に解決するための検討を行うこと。緊急に解決すべき課題が発生した場合は、本市と臨時協議し、速やかに課題解決を行うこと。

(4) 遵守すべき法令等

受注者は、本業務の遂行にあたって、個人情報保護法、熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティポリシー、その他関係法令を遵守すること。

(5) 関連業務との連携調整

受注者は、次に示す役割分担により関連業務との連携・調整を行うこと。

役割分担

項目	作業内容	賃貸借業者（受注者）	システム構築業者維持管理業者	熊本市
作業管理	作業計画策定及び作業報告	主担当	支援	承認
	実施スケジュール作成	主担当	支援	承認
	工程調整、作業進捗管理	主担当	支援	承認
	課題管理　納入物品一覧	主担当	支援	承認
搬入・設置・設定	設置場所調整			主担当
	設置場所事前調査	主担当		支援
	作業連絡（事前、当日）	主担当		承認
	機器梱包、搬入	主担当		監理
	設置、整線	主担当		監理
	機器設定確定	主担当	支援	承認
	事前インストール、設定	主担当	支援	監理
	機器設定	主担当	支援	監理
	システムテスト	支援	主担当	立会
	本番移行	支援	主担当	立会
本稼働後保守	障害受付、切り分け	支援	主担当	承認
	ハード障害対応	主担当		承認
	ソフト障害対応	支援	主担当	承認
	ハード障害再発防止対応	主担当		承認

６　賃貸借要件

(1) ハードウェア要件

ア　全てのハードウェアにおいて、新品を納入すること。

イ　納入時において製造及び販売が継続中且つ実績があり、可能な限り最新の製品であること。

ウ　納入後の運用・保守・バージョンアップ等のサポートを迅速かつ継続的（賃貸借期間内全てに渡り）に保証できる製品を選定すること。

エ　賃貸借期間中において、製品のサポート終了等の理由により必要な機能を提供できなくなった場合、代替品納入及び設定等を受注者負担により実施すること。

オ　本市では、令和４年度（２０２２年度）熊本市グリーン購入指針に沿って物品等の調達を行っている。やむを得ない事情がある場合を除き、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」にて定める「環境物品等」に準拠した製品とすること。

(2) ハードウェア仕様

別紙のとおり。

(3) ソフトウェア要件

ア　ソフトウェアの数量は、機器仕様に基づき受注者が選定した機器において必要となるライセンス数を満たすこと。

イ　納入物品のみならず、設置及び保守作業において必要となるソフトウェアについても、ライセンス違反がないようにすること。

ウ　納入後の運用・保守・バージョンアップ等のサポートを迅速かつ継続的（賃貸借期間内全てに渡り）に保証できる製品を選定すること。

エ　賃貸借期間中において、製品のサポート終了等の理由により必要な機能を提供できなくなった場合、代替品納入及び設定等を受注者負担により実施すること。

(4) ソフトウェア仕様

別紙のとおり。

７　搬入・設置・設定要件

本調達の機器は、生活衛生システムを稼働させるために必要な機器であり、システムが支障なく安定稼働する環境の構築を行うこと。なお、導入に係る一切の経費は契約の中に含まれるものとする。

(1) 搬入・設置

ア　納入機器は、電源環境、配線ルート等の事前調査をしたうえで設置すること。

イ　作業の前日（前開庁日）に、作業内容、作業時間（開始時刻、終了時刻）を本市に連絡すること。

ウ　本市施設において、平日時間外や土日祝日の作業が必要となる場合は事前に届出を行うこと。

エ　指定場所への搬入後、機器の開封、設置、配線作業を行うこと。
オ　搬入・設置作業については、本市職員の立会いのもと行うこと。
カ　納入機器の設置に必要となる LAN ケーブル及び電源配線等の資材、配線作業は本調達に含めるものとし、機器仕様で示す構成・数量を踏まえ試算すること。LAN ケーブルは Cat6 以上とする。
キ　配線した電源・LAN ケーブルには、接続先を示す線名札（配線タグ）を両端に付けること。
ク　納入機器の設置に必要となる付属品（取付用金具、接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず本調達に含めること。物品については新品を使用すること。
ケ　搬入時は各施設の設備及び既存機器を保護するために、必要な養生等の措置を行うこと。また、設置後は本市と調整のうえ梱包材等の不要なものについては処分を行うこと。
コ　納入機器の設置においては、必要に応じ耐震施工を行うこと。
サ　搬入・設置までの機器の保管場所については、受注者で準備すること。

(2) 設定・試験
ア　本調達における機器、ソフトウェア等が正常に動作するための設定及び動作確認、試験を確実に行うこと。その際に既存システムの使用に影響を一切与えないように注意して作業を行うこと。
イ　生活衛生システムが稼働するためのソフトウェア、ミドルウェアが正常に動作するよう、本市及びシステム構築業者と調整のうえ、機器へのインストール、設定、動作確認を行うこと。
ウ　納入機器の設計、設定作業は、システム構築業者と綿密な連携・調整のうえ実施すること。
エ　納入機器の設定作業は、原則として設置場所への搬入前とし、現地での作業は必要最小限にすること。
オ　生活衛生システムサーバ及び端末には、OS、ウイルス対策ソフト、Office 及び生活衛生システムソフトウェアをインストールし、システム構築業者と連携し、必要な設定、動作確認を行うこと。
カ　Cネットへ接続するためのルーター設定に関する作業は作業要件に含まれないが、ルーターの設置及び接続作業は含むものとする。作業にあたっては、事前に本市の指示に従うこと。
キ　機器の構築及び入替えに際し、ネットワークアドレス等既存の管理情報の入手が必要な場合、事前に本市へ管理情報の払い出し依頼を申請し、払い出しを受けること。
ク　サーバ構築後に本市が実施を予定している運用テスト等、各種テスト工程に必要に応じ立ち合いを行うこと。受注者作業による動作不良や不具合等が判明した際には、直ちに対応すること。
ケ　ソフトウェア（OS、ウイルス対策ソフトを含む）等のインストール及び設定にあたり、ライセンスの認証、アクティベーション等のソフトウェアの有効化を行うこ

と。ただし、SQL Server 2019 Standard Edition のインストール及び設定については、本市が行う。

コ　生活衛生システムの正常な稼働に必要な設定作業等を行うこと。なお、設定作業にあたっては、事前に本市に作業内容を提示し指示に従うこと。

サ　生活衛生システムの環境作成、C ネット端末からの生活衛生システム起動テストにおいて、不具合等が生じた場合は、原因究明、対処等に協力すること。

シ　導入後、各種ソフトウェアのアップデート用アドレスに対して接続が行えることを確認すること。

ス　機器等の引き渡し時には、Windows アップデートの最新版の適用を完了しておくこと。

セ　機器等の引き渡し時には、ウイルス対策ソフトのウイルス定義ファイルを最新化しておくこと。また、最新のウイルス定義ファイルの更新ができることを確認すること。

(3) 保守への移行

ア　本調達における機器、ソフトウェアの設定資料、各手順書、動作試験結果報告書を作成、提出すること。

イ　受注者内において、保守業者への引継ぎを確実に行うこと。

8　保守要件

賃貸借期間におけるハードェア、ソフトウェアの保守費用は本調達に含むものとし、賃貸借機器に障害等が発生した場合は、速やかに復旧対応及び再発防止を実施すること。

(1) 体制、保守窓口

ア　本市との保守連絡窓口は１本化することとし、メーカー直系の保守業者とすること。

イ　保守実施体制、連絡先を本市に提出すること。

ウ　納入機器に精通したエンジニアを配置・育成し、的確な保守対応が行える体制を維持すること。また、技術面の引継ぎはもちろんのこと、導入時の経緯についても受注者内で適宜引継ぎを行い、人員の配置転換によって保守対応の質が低下しないようにすること。

エ　本市が求めた場合には、保守業者との保守契約書の書面を提示すること。

オ　賃貸借期間中における障害等については、システムの安定稼働に支障をきたさぬよう十分配慮し、本及びシステム維持管理（構築）業者と連携を密にし対応を行うこと。

(2) 障害発生時の対応

ア　メール、電話により月曜日から金曜日、9 時から 17 時までの受付ができること。

イ　オンサイト保守の場合、障害対応は、訪問修理による現地保守とすること。

ウ　本市からの障害連絡後、保守サポート要員が２時間以内に生活衛生課・食品保健課に到着し、対応が可能であること。

エ　センドバック保守の場合、障害対応は、機器引き取りによる保守とすること。

オ　本市からの障害連絡後、翌営業日以内に設置場所に集荷に行くこと。
　修理手配日から原則７営業日以内に修理品を本市に納品すること。
カ　情報が記憶された部品（ハードディスク等）を修理又は交換する場合は、「９．賃貸借満了時における機器の返還、情報の消去」に示す措置を徹底すること。

(3) ハードウェア保守
ア　サーバ、デスクトップパソコン、ノートパソコン及びモノクロレーザプリンタのハードウェア（ディスプレイ及び無停電電源装置を含む）保守については、メーカーが推奨する５年間分のオンサイト保守料を含むものとする。
イ　ローカルルーターについては、先出しセンドバックサポートを５年間付帯すること。
ウ　スイッチングハブについては、障害発生時に代替機を翌営業日までに納品するサポートを５年間付帯すること。
オ　納入機器について、修理に伴う交換部品及び交換作業費用は本調達に含むこととし、交換した際の旧部品は処分すること。
カ　無償保証期間は、契約後１年間とする。
キ　ハードウェアについては、納品後の５年間、２回／年のハードウェア点検を実施し、報告書の提出を行うこと。
ク　サーバ障害発生時のデータの復旧に関しては、バックアップデバイスより生活衛生システム保守業者と協力の上で対応すること。
ケ　納入機器のバッテリー交換及びバッテリーも本調達に含むこととし、交換した際の旧部品は処分すること。
コ　賃貸借期間内における経年劣化による故障率増加を考慮したうえで、十分な数量の部品を確保すること。
サ　障害発生時の手配が即時対応できるよう、保守部品を国内に、主要部品については履行場所の最寄りの拠点に常備すること。
シ　本市が指定する機器について、指定されたサイクルに従い定期点検を行い、予防保守を行うこと。また、定期保守日は本市と事前に協議して決定すること。

(4) ソフトウェア保守
ア　ソフトウェアについての各種情報や、不明な点などの問合せについて、電話及びメールにて技術サポートを行うこと。
イ　賃貸借期間中にソフトウェアライセンスが切れることが無いよう、適切にライセンス維持管理を行うこと。
ウ　ソフトウェアのメーカー保守サポートにおいて、脆弱性対策やバグフィックス等を提供すること。
エ　ソフトウェアのバージョンアップに係る一切の費用は本調達に含むものとし、バージョンアップ作業が必要な場合は本市に報告・承認を得たうえで作業を実施すること。
オ　本市が必要と判断した場合、納入物品に示すソフトウェア以外のソフトウェアをインストールして使用することを了承すること。

カ　OSやウイルス対策ソフト等の各種ソフトウェアについてセキュリティパッチ等修正が発生した場合は、本市及び生活衛生システム保守業者と協議し適用作業を行うこと。

9　賃貸借満了時における機器の返還、情報の消去

(1) 機器の返還

ア　賃貸借期間満了時における機器の返還について、設置場所からの搬出、運搬も本調達に含むこと。

イ　搬出作業については、日時、機器の設置場所等の調整を本市と事前に行うこと。

(2) 返還機器のセキュリティ対策

賃貸借期間の満了時において、機器内部の記憶装置からの情報漏えいリスクを軽減するため、情報システム機器が本市の管理下にある間（機器返却前）に、情報を復元困難な状態にする措置を徹底すること。

ア　情報の消去方法

受注者は、情報システム機器返却等時、情報漏えい対策として、情報システム機器の記憶媒体を以下の(ア)～(ウ)の手順で、情報の復元が困難な状態(NIST SP800-88Rev.1 Purge レベル以上）とすること。

（ア）原則、受注者は、庁舎内あるいは既存設置場所で、記憶媒体を以下のいずれかの手法により、情報の復元が困難な状態（NIST SP800-88Rev.1 Clear レベル以上）とすること。なお、作業完了後は、本市職員の確認を受けること。

①　物理的な方法による破壊
②　磁気的な方法による破壊
③　OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去
④　ブロック消去
⑤　暗号化消去
⑥　OS 等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去

（イ）受注者は、アの完了後、任意の場所で、記憶媒体をアの①～⑤のいずれかの手法によって情報の復元が困難な状態（NIST SP800-88Rev.1 Purge レベル）とすること。ただし、アにおいて、同等以上の状態にしている場合、省略することができる。

（ウ）受注者は、本市との協議で定めた期限までに、ア、イの措置が適切に完了したことを証明する完了証明書等を本市へ提出し、承認を得ること。

イ　情報の消去に係る管理

（ア）作業内容、情報の消去に係る作業計画書及び完了証明書等について事前に本市の承認を得ること。

（イ）作業場所にある他の機器に影響を与えないよう十分に考慮すること。

（ウ）賃貸借期間中の故障対応時等においてもアと同様の扱いとすること。完了証明書等の提出期限は、本市との協議で定めるものとする。ただし、アと同様の扱いが出来ない場合は、双方協議の上、対応方法等について定めるものとする。

１０　成果品

次に示す成果品を提出期限までに遅延なく提出し、本市の検収・承認を得ること。その他本市と協議のうえ必要と判断された成果品についても提出すること。成果品は基本的に電子媒体での納品とするが、別途本市から指示されたものについては紙媒体でも納品を行うこと。

成果品

成果物名	記載場所	電子媒体	提出期限
業務実施計画書	５（1）	1 式*2 組（正・副）	契約後ただちに
納入物品一覧	５（2）		契約後ただちに
納入スケジュール（計画書がない場合）	５（1）		契約後ただちに
業務実体制（計画書がない場合）	５（1）		契約後ただちに
作業計画書・作業報告書	５（3）		随時
課題管理表	５（3）		随時
ネットワーク構成図	業務内容に応じて記載		
電源・LAN系統図			
各詳細設計書			
機器設定資料　デザインシート	７（3）		納品完了時
各手順書	７（3）		納品完了時
試験報告書	７（3）		納品完了時
保守連絡窓口	８（1）		保守移行時
情報消去に係る作業計画書	９（2）		賃貸借満了時
情報消去に係る完了証明書	９（2）		賃貸借満了時

１１　特記事項

(1) 受注者は、全ての機器に動産総合保険を受注者負担により加入すること。

(2) 本業務の遂行にあたって、本仕様書に明示なき場合又は疑義が生じた場合、本市、受注者双方協議のうえ定めるものとする。

熊本市生活衛生施設管理システム賃貸借

仕様書別紙

1　調達概要

調達対象は以下のとおり

・サーバ　一式
・デスクトップパソコン　一式
・ノートパソコン　一式
・モノクロレーザプリンタ　一式
・ローカルルーター　一式
・スイッチングハブ　一式
・基本ソフトウェア　一式

2　機器仕様

2－1　サーバ

サーバは次の仕様を満たすものと同等以上のものを１台賃借する。

主な仕様	数量	内　　容
型式	１台	ミニタワー型であること。
音量		約 34 dB程度で静音タイプであること。
CPU		インテル®Xeon®E-2234　3.6GHz 相当以上であること。
メモリ		総容量 8GB 以上で最大 64GB まで拡張可能であること。
ストレージ		・SSD 容量 480GB SATA VE×3 台以上であること。 ・SAS 規格で、RAID5 構成が可能であること。 ・RAID を構成し設定する作業まで受注者が行うこと。
ストレージコントローラ		2GB 相当以上、RAID0/1/5/6 に対応可能であること。
LAN インターフェイス		1000/100BASE-TX を有すること。
光ディスク		DVD-ROM を内蔵すること。
ディスプレイ		・19 インチ以上の TFT 液晶であること。 ・1024×768 ドット時に 1600 万色以上同時表示可能であること。
キーボード		PS/2 もしくは USB 接続で JIS 標準配列に準拠していること。

マウス		PS/2 もしくは USB 接続でスクロール機能を有していること。
OS		Windows Server 2019 Standard（16Core）をインストールすること。
無停電電源装置	1 台	・最大出力 500VA 以上であること。 ・出力用コンセント 6 個以上有すること。 ・バッテリー・UPS の状態のセルフチェック可能であること。 ・サーバ接続用シリアルポート 1 ポート以上有すること。 ・停電時にはソフトウェアと連携しサーバを安全かつ自動でシャットダウンできること。
外付け HDD	2 台	自動運転で行われる日次データバックアップ用の外付耐衝撃 HDD（500GB）を用意すること。
ライセンス	40CAL	Windows Server 2019 CAL を 40 ライセンス用意すること。
その他		仕様書に基づく生活衛生システムを動作させるのに支障がないこと。

２－２　デスクトップパソコン

デスクトップパソコンは次の仕様を満たすものと同等以上のものを 3 台賃借する。

主な仕様	数量	内　　容
型式	3 台	DOS／V 機であること。
CPU		インテル®Core i5-9500 3.0GHz 相当以上であること。
メモリ		総容量 8GB 以上で最大 8GB まで拡張可能なこと。
HDD		HDD 容量 500GB（7200RPM　SATA）以上であること。
LAN ｲﾝﾀｰﾌｪｲｽ		1000/100BASE-TX を有すること。
光ディスク		DVD-ROM を内蔵すること。
ディスプレイ		・17 インチ以上の TFT 液晶であること。 ・1024×768 ドット時に 1600 万色以上同時表示可能であること。
キーボード		PS/2 もしくは USB 接続で JIS 標準配列に準拠していること。
マウス		PS/2 もしくは USB 接続でスクロール機能を有していること。
OS		Microsoft Windows10 Pro 64 ビット版を調達しインストールすること。
Office		Microsoft Office Professional Plus 2021（CSP 永続型）　日本語版（64 ビット版）をインストールすること。
再ｾｯﾄｱｯﾌﾟ媒体	1 式	リカバリ CD-ROM を準備すること。
その他		・外部媒体によるデータ持ち出し制限機能を有すること。なお、管理者パスワード使用時のみ制限解除が可能なこと。 ・ECO モード設定により省エネ運用が可能なこと。

２－３　ノートパソコン

ノートパソコンは次の仕様を満たすものと同等以上のものを２台賃借する。

主な仕様	数量	内　　容
型式	２台	DOS／V 機であること。
CPU		インテル®Core i5-9500 3.0GHz 相当以上であること。
メモリ		総容量 8GB 以上で最大 8GB まで拡張可能なこと。
ストレージ		SSD 容量 128GB（PCle）以上であること。
LAN ｲﾝﾀｰﾌｪｲｽ		・1000/100BASE-TX を有すること。 ・ミニ D-SUB15 ピンを有すること（変換アダプタ利用可）
ディスプレイ		・12.1 インチ以上の TFT 液晶であること。 ・1024×768 ドット時に 1600 万色以上同時表示可能であること。
マウス		USB 接続でスクロール機能を有していること。
バッテリー		最低 5.0 時間以上駆動すること。 ※JEITA バッテリー作動時間測定法に基づいた測定による。
OS		Microsoft Windows10 Pro 64 ビット版を調達しインストールすること。
Office		Microsoft Office Professional Plus 2021（CSP 永続型）　日本語版（64 ビット版）をインストールすること。
USB キー	２式	ノートパソコンに USB キーによるセキュリティロック（ハード）がかけられるものであること。
外付け DVD ﾃﾞｨｽｸﾄﾞﾗｲﾌﾞ	２台	USB3.0 規格の外付けスーパーマルチユニットを用意すること。
USB ハブ	２台	USB3.1 規格でメス４ポートを備えること。
再ｾｯﾄｱｯﾌﾟ媒体	１式	リカバリ CD-ROM を準備すること。
その他		・外部媒体によるデータ持ち出し制限機能を有すること。なお、管理者パスワード使用時のみ制限解除が可能なこと。 ・ECO モード設定により省エネ運用が可能なこと。

２－４　モノクロレーザプリンタ

モノクロレーザプリンタは次の仕様を満たすものと同等以上のものを４台賃借する。

主な仕様	数量	内　　容
最大用紙サイズ	４台	Ａ３サイズであること。
解像度		1200dpi×1200dpi であること。

印刷速度		・モノクロＡ４版（横送り）用紙、片面 35 ページ/分以上の印刷スピードであること。 ・モノクロＡ４版（横送り）用紙、両面 20 ページ/分以上の印刷スピードであること。
LAN ｲﾝﾀｰﾌｪｲｽ		100BASE-T に対応すること。
給紙量		給紙量は本体トレイで 250 枚以上、増設トレイで 250 枚以上とする。
その他		・手差しトレイを有し、はがき印刷が可能であること。 ・両面印刷機能を有すること。 ・メモリ容量を 256MB 以上とすること。 ・許可証等の厚紙（坪量 216ｇ/㎡）での印刷が可能であること。

２－５　ローカルルーター

ローカルルーターについては、次の仕様を満たす機器を１台賃借する。

主な仕様	数量	内　　容
本体	１台	・館内ネットワークを束ねる機能を有していること。 ・LAN ポートの全ポートがギガビットイーサネット化されていること。 ・セキュリティを考慮した設定ができること。 ・耐久性を考慮して、家庭用ではなく業務用の設備であること。 ・ルーティング機能を有していること。 ・フィルタリング機能を有していること。 ・NAT（NAPT）機能を有していること。 ・SSH（TELNET）機能を有していること。 ・コマンドによる設定ができること。 ※ただし、家庭用ブロードバンドルータ等は除く。 ※推奨メーカー YAMAHA、アライドテレシス、Cisco、NEC、富士通 Japan、Fortinet （参考機種） YAMAHA RTX-1220、AliedTelesis AT-AR2050V、Cisco890 シリーズ FortiGate
その他		取り付け工事は受注者が行うこと。

２－６　スイッチングハブ

スイッチングハブは次の仕様を満たすものと同等以上のものを計４台賃借する。

主な仕様	数量	内　　容
本体	１台	・LAN ポートの全ポートがギガビットイーサネット化されていること。

		・LAN ポート数は 16 であること。 ・耐久性を考慮して、家庭用ではなく業務用の設備であること。
本体	3 台	・LAN ポートの全ポートがギガビットイーサネット化されていること。 ・LAN ポート数は 8 であること。 ・ループ検知機能を搭載していること。
その他		取り付け工事は受注者が行うこと。

２－７　その他ソフトウェア

主な仕様	内　　容
ウイルス対策ソフト	・サーバ管理により各クライアントのウイルス対策を常に最新にする機能を有すること。 ・賃貸借期間中有効な有償ライセンスを用意すること。 ・賃貸借期間中のライセンスの更新を行うこと。 ・インストールは受注者が行うこと。
SQL Server 2019 Standard Edition	・ライセンスは SQL Server 2019 Standard Edition とし、特定のサーバにモジュールをダウンロードのうえ使用するものとする。 ・ライセンス数はサーバライセンスを 1 台分、クライアントアクセスライセンスを 40 台分用意すること。また、上記分のプロダクトサポートを賃貸借期間分含めるものとする。 ・インストールは本市が行う。
その他	ソフトウェアの手配及びインストール（一部のソフトウェアは除く）は受注者が行うこと。